

田川市浄化槽設置工事基準

第1章 総論

第1節 目的

この田川市浄化槽設置工事基準（以下「基準」という。）は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第5号の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽工事に関する関係法令等に基づき、浄化槽工事業者が浄化槽を設置する際や、田川市（以下「市」という。）が設置状況を確認する際に留意すべき事項を定めることにより、適正な浄化槽工事を確保するとともに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2節 適用

- 1 この基準は、浄化槽法に規定する型式の認定を受けた処理対象人員10人までの浄化槽に適用する。
- 2 特記による定めがあるときは、これに従うこと。

第3節 定義

- 1 浄化槽 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）第35条第1項に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであって、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- 2 設置者 建築物に関する工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 3 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。
- 4 浄化槽工事業者 浄化槽法第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。
- 5 浄化槽設備士 浄化槽工事を実地に監督する者として浄化槽法第42条第1項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。

第4節 一般事項

- 1 浄化槽工事に際しては、周辺住民から苦情が出ないように十分配慮すること。
- 2 工事中は第三者及び作業員の安全を確保するために必要な措置を行うこと。

第2章 工事前の調査・打合せ

第1節 浄化槽の選定

- 1 浄化槽の処理対象人員の算定は、表-1に示す建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）によること。
- 2 ディスポーザを使用する場合は、国土交通大臣の認定を受けたディスポーザ対応の浄化槽とすること。

第2節 現地調査及び設置計画の策定

1 事前調査

浄化槽工事を行うに当たり、設置者等の立会いのもと、浄化槽の設置予定現場の状況を確認すること。特に、以下事項を確認すること。

- (1) 浄化槽の放流先が確保されているか、また、占有等の協議が完了しているか。
- (2) 設置箇所のスペースが確保されているか。
- (3) 水道管、電線ケーブル等の占用物件の確認がされているか。
- (4) 浄化槽設置届出書又は建築確認等の内容適合通知書等の確認が済んでいるか。

2 設置計画の策定

- (1) 浄化槽工事業者は、浄化槽の施工に際して現地調査結果により、設置者に十分説明し、設置者の承認と協力を得た上で設置計画を策定すること。
- (2) 浄化槽本体工事及び管渠工事等において、施工する工事業者が異なる場合には、工事業者間で十分打合せること。
- (3) 関係者間の打合せ事項は、問題が生じないように書面により記録すること。

第3節 契約

- 1 施工に際し、請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、これを履行すること。
- 2 契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - (1) 工事内容
 - (2) 請負代金の額
 - (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - (4) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
 - (5) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
 - (6) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
 - (7) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
 - (8) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - (9) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
 - (10) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
 - (11) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - (12) 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
 - (13) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (14) 契約に関する紛争の解決方法
- 3 その他、建設業法等の規定を遵守すること。

第4節 設置の届出

- 1 施工に当たり、福岡県知事に届出を行うこと（建築主事の確認を申請する場合は別途行う）。
- 2 届出後10日間を経過するか、工事に着手してよい旨の通知を受けた後、施工を行うこと。

第5節 施工前の浄化槽受入検査

- 1 浄化槽工事業者は施工前における浄化槽の受け入れ検査を行うこと。
- 2 重大な欠陥が認められた場合や補修が不可能な場合には、浄化槽の交換等の適切な措置を講ずること。

第3章 浄化槽の施工

浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行う場合は、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

第1節 本体工事

1 仮設工事

- (1) 工事着手前に設計地盤を確認し、浄化槽設置場所の整地後、地縄張りを行いレベル、位置、方向を決定するために遣り方を行う。
- (2) 現場作業員及び外部の者に対する事故防止のための安全対策を十分に行うこと。
- (3) 工事業者は、工事現場の適切な位置に浄化槽法第30条に規定する標識等を掲げること。

2 掘削工事

- (1) 掘削に先立ち、掘削土の運搬処理方法等をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 掘削は施工図に基づき所定の位置及び深さで行い、掘り過ぎないこと。
- (3) 掘削は、周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないよう関係法令等に従い、適切な法勾配を確保するか、土止工事を行うこと。また、必要に応じて水替工事を行うこと。
- (4) 掘削の深さが2メートルを超える場合には、労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）第6条第9号で定める地山の掘削の作業にかかる作業主任者を選任すること。
- (5) 土止め支保工等の組立又は解体の作業を行うときは、土止め支保工作業主任者を選任すること。
- (6) 上記によるほか、以下に該当する場合には、土止工事の必要性を検討すること。
 - ア 掘削場所が建物や道路に接している。
 - イ 敷地が狭く十分な掘削勾配がとれない。
 - ウ 軟弱地盤である。
 - エ 湧水が多い。
 - オ その他、法面崩壊のおそれがある場合。

(7) 水替え工事

- ア 水替え工事を釜場により行う場合は、ポンプの下に架台を設ける等、土砂等が吸い込まれないようにすること。
- イ 水替え工事による排水は、沈砂枡を設ける等の措置を講じ、土砂等の流出を防ぐ措置を講じること。

3 基礎工事

- (1) 基礎等の厚さは、特記がなければ表-2を参考とする。
- (2) コンクリートは普通コンクリートを使用し、その設計基準強度は1平方ミリメートル当たり21ニュートン以上、スランプは8センチメートル以下とする。
- (3) コンクリートの骨材の大きさは、原則として、砂利は25ミリメートル以下、碎石は20ミリメートル以下とする。
- (4) 鉄筋は、異形鉄筋を使用し、配筋工事にはスペーサーを使用すること。
- (5) 基礎コンクリートは、浄化槽を適切に据付できる十分な広さを確保すること。
- (6) コンクリートは適温養生すること。
- (7) 既製底版コンクリートの使用は可能とするが、使用の際は、水平及び高さを十分に確認し設置すること。なお、湧水地での使用は避けること。

4 据付工事

- (1) 浄化槽本体の据付けに先立ち、コンクリートが十分養生されているかを確認すること。
- (2) 浄化槽の吊上げ、据付けは、玉掛け作業で行うこと。また、掘削壁面地盤の崩壊を防ぐための必要な措置を施すこと。
- (3) 浄化槽を吊り上げる場合は、必ず4点吊りとし、吊り角は60度以下とすること。
- (4) 基礎コンクリートの小石や異物を除去しておくこと。
- (5) 据え付け後、槽の水平確認を行うとともに、流入及び放流管底のレベルが所定の位置にあることを確認すること。

5 水張り

- (1) 埋戻し前に規定水位まで水張りを行うこと。その後、24時間以上放置し、漏水の有無を検査すること。
- (2) 漏水検査の結果、漏水が認められる場合には、浄化槽の補修等を行うこと。

6 埋戻し工事

- (1) 埋戻しに先立ち、マンホール蓋、流入管、放流管等から土砂が入らないように必要な対策を行うこと。
- (2) 埋戻しは、良質土で行うものとし、深さの30センチメートルずつ周囲を均等に突き固め、水締めを行うこと。また、水平を確認しながら行うこと。

7 上部コンクリート工事

- (1) 上部コンクリート工事は、荷重に応じた仕様とすること。
- (2) 雨水等が槽内に浸入しないよう地盤面より3センチメートル以上高くすること。また、上部コンクリートは金ゴテ仕上げとし、水勾配をつけること。
- (3) 上部コンクリートを打つ場合は、埋戻土の突き固めが十分に行われ、地盤が安定したことを確認した後に行うこと。

第2節 付帯設備工事

1 ブロワ工事

- (1) ブロワの設置場所は、できるだけ直射日光を避け、寝室等からなるべく離れた場所とすること。また、維持管理作業が容易に行える場所に設置すること。
- (2) ブロワの空気配管は、配管長さ10メートル以内で曲がり曲りは極力少なくし、規定の送風量が確保できるものとする。やむを得ず配管が長くなる場合は、空気配管の径を大きくするか、規定の吐出風量を確保できるブロワに替える等の措置を講ずること。
- (3) ブロワの基礎は地盤より10センチメートル以上高くし、ブロワ本体の外寸より5センチメートル以上大きくすること。また、ブロワの振動が建物基礎に影響を及ぼさない位置とすること。
- (4) 屋外に防雨型コンセントにてブロワ用の電源を設けるとともに、漏電遮断器に接続すること。
- (5) ブロワの設置にあたっては、必要に応じ騒音・振動防止策を施し、接地工事が必要な機種にあつては、必ず接地工事を行うこと。

2 ポンプ工事

- (1) 流入管底が深く、原水ポンプ槽を設置する場合は、以下によること。
 - ア 原水ポンプ槽から浄化槽へ汚水を移送する場合は、流量調整を行うこと。
 - イ 1日当たりの移送水量は、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する水量とすること。
 - ウ ポンプは2台以上備え、自動交互運転と流入水が多い場合の同時運転に対応できるようにすること。

- エ ポンプ配管は、通常はV P管とV P管用継手を使用すること。
- (2) 放流先が浄化槽の放流管底より浅い場合や、放流先までの配管に勾配がとれず、放流ポンプ槽を設置する場合は、以下によること。
- ア 放流ポンプ槽から放流先までの配管は、処理水が配管内に留まらないようにすること。
- イ 放流管は放流先の最高水位よりも高く設置すること。
- ウ 浄化槽本体の臭突口には必ず臭突管を設けること。やむを得ず臭突管を設けることができない場合は、放流ポンプ槽に通気管を設けること。
- エ ポンプは2台以上備え、自動交互運転と放流水が多い場合の同時運転に対応できるようにすること。
- オ ポンプ配管は、通常はV P管とV P管用継手を使用すること。

第3節 配管工事

- (1) 屋内の排水横枝管は、適正な口径と勾配を確保すること。また、2階以上にトイレや風呂がある場合は屋内の配管経路に通気管を設けること。ただし、既存の建築物に浄化槽を設置する場合はこの限りではない。
- (2) 生活排水は全て浄化槽に接続し、雨水や工場廃水等は接続しないこと。
- (3) 屋外配管の覆土は20センチメートル以上とし、露出させてはならないこと。また、埋設箇所を車両が通過する可能性がある場合は、必要な防護策を施すこと。なお、やむを得ず露出配管とする場合にも、必要な防護策を施すこと。
- (4) 屋外排水管の口径は100ミリメートル以上とし、硬質塩化ビニル管(VU・VP管)を使用すること。ただし、浄化槽本体との接続部分には、耐圧フレキシブル管を用いてもよい。
- (5) 浄化槽の流入・放流管の勾配は、100分の1以上とすること。
- (6) 放流水路との水位差が適切に保たれないと判断される場合は放流ポンプ槽を設置するなどの措置を講じること。
- (7) 放流先の水路において、降雨等による水位上昇の位置と比べて、放流管接続部の位置は高くすること。
- (8) 汚水枘の設置場所は、屋内排水管設備の排水横枝管の屋外に出た箇所、45度以上の屈曲点、2系統以上の排水の合流点、段差が生じる箇所及び管径の120倍を超えない箇所並びに浄化槽の前後とすること。
- (9) 洗濯機用排水口のようにトラップがない場合はトラップ枘を設置すること。また、洗面台のようにトラップがある場合は二重トラップにならないようにすること。
- (10) 汚水枘は全てインバートを切り、蓋は密閉できる構造とすること。
- (11) 汚水枘の基礎は、良質地盤の場合は、5センチメートルの砂基礎を標準とし、十分突き固め所定の高さに仕上げること。
- (12) 既設の配管を利用する場合は、破損状況、勾配状況等を確認すること。なお、異常が認められた場合には、原則として布設替えとすること。
- (13) 浄化槽の流入、放流管には雨水や給湯器等の排水管を接続しないこと。やむをえず放流管側に接続する場合はトラップ枘を設けること。また、屋外給水排水管、汚水枘上にエアコンの室外機等の荷重物を設置しないこと。
- (14) 生活雑排水に限っては、ため枘を利用してトラップ構造としてもよい。

第4節 特殊工事

1 嵩上げ工事

マンホールの嵩上げは30センチメートル以内とすること。やむを得ず、浄化槽本体を

深埋めする場合には、ピット構造とし、浄化槽の周囲に擁壁を設けるなど補強を行う。

2 ピット工事

- (1) ピットは安全に維持管理が行えるように作業スペースを十分に確保すること。
- (2) ピット内の嵩上げは行わないこと。
- (3) ピットには雨水排水用の排水口を設けること。
- (4) ピット上部の蓋は、軽量で耐久性があるものを使用すること。
- (5) ピットが深い場合は、昇降に支障がないようにタラップを設けること。

3 支柱工事

- (1) 支柱工事の仕様は特記がなければ表-3を参考とする。
- (2) 一般財団法人日本建築センターのFRP評定を取得した浄化槽（車両総重量2,000キログラム以下）にあつては、支柱工事を省略することができるが、不特定の車両が乗り入れ可能な場所に浄化槽を設置する際には、支柱工事を行うこと。なお、施工については、市の浄化槽担当課に問い合わせること。

4 浮上防止対策工事

- (1) 地下水位が高く、浄化槽が浮上するおそれのある場合は、浮上防止金具の設置や槽の周壁の周りをコンクリートで固める等の浮上防止対策を施すこと。
- (2) 金具による浮上防止を施す場合には、基礎の鉄筋との結束を十分に行うこと。

5 擁壁設置工事

- (1) 建築物の基礎、交通量の多い道路及び崖下などの直近には、浄化槽を設置しないこと。
- (2) やむを得ず土圧がかかる場所に設置する場合は、浄化槽本体の変形・破損を防止するため、土圧に応じた鉄筋コンクリートの擁壁を設けること。この場合、擁壁の構造計算書を添付すること。
- (3) 浄化槽と建築物等との距離が十分でない場合において、擁壁を設けない場合には、浄化槽に土圧がかからないことを証明する書類を添付すること。

6 臭突管設置工事

- (1) 臭突管はVU・VP管とし、近隣の状況を配慮し、風通しのよい場所に設置すること。
- (2) 立ち上げ高さは、軒上1メートル以上とする。また、隣家等付近の状況を考慮に入れ、苦情が生じない位置とすること。
- (3) 立ち上げ管は、強風等で倒れないよう支持金物を取付けること。
- (4) 横引き管は、できるだけ短くし立ち上げ管に向かって上り勾配となるよう配管すること。
- (5) 立ち上げ管の設置が困難な場合は、地面まで臭突管を出し、キャップすること。

7 既設浄化槽の撤去工事

- (1) 浄化槽の清掃（汚泥の引き抜き、洗浄等）、消毒（石灰等）を行う。
- (2) 浄化槽の掘り出し（上部コンクリートのはつり、土の掘り起こしを含む）を行う。
- (3) 浄化槽の基礎部分（基礎コンクリート、栗石等）の撤去を行う。
- (4) 掘り出した浄化槽は法令に基づき適正に処分すること。

第5節 試運転調整

- (1) 当該浄化槽の施工要領書に記載してある試運転調整チェックリストにより試運転調整を行うこと。
- (2) 上記(1)のチェックリストに記載がない付帯設備を設けた場合には、付帯設備に添付してある試運転調整方法によること。

第6節 後片づけ及び引渡し

- (1) 全ての工事が完了した後、槽本体の内外及び上部コンクリート等を水洗いし、かたづ

- け掃除を行うこと。
- (2) 余盛りとして必要な土砂以外は、浄化槽の周りに積み上げないようにして、周辺の水はけを良くすること。
- (3) 引渡し及び説明
- ア 保証書等の関係書類とともに浄化槽を引き渡すこと。
- イ 浄化槽工事業者は、設置者(浄化槽管理者)に当該浄化槽の仕組み及び使い方等の説明をすること。
- ウ 浄化槽工事業者は、設置者(浄化槽管理者)に浄化槽管理者の義務(保守点検・清掃の実施、法定検査の受検など)について説明すること。

第4章 完了検査

完了検査は契約事項に基づき適正に行うこと。

第5章 その他

- (1) 浄化槽整備事業の補助金制度を利用する際には、法的手続きのほか、工事着手前に補助金申請の手続きを完了させること。
- (2) 本基準に定めがない事項については、必要に応じて市の浄化槽担当課に問い合わせること。

表－1 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)

建築用途		処理対象人員	建築用途の類似例		
		算定式	類似建築用途	付記・注意事項	
住宅施設関係	イ	住宅	$A \leq 130^{※1}$ の場合 $n = 5^{※2}$ $130^{※1} < A$ の場合 $n = 7^{※2}$ (A：延べ面積) (n：人員(人))		①同一棟の物置、納屋及び別棟の離れは床面積に算入する。 ②別棟の建物が便所等の無い農業倉庫である等、人員の利用が明らかに無い場合は、床面から除外することができる。
				2世帯住宅	①浴室及び台所が2つ以上ある住宅は、実際にもほぼ独立した生活が送られていることから、処理対象人員は10人とする。ただし、実状に応じて減ずることができる。
※1 この値は、当該地域における住宅の1戸当たりの平均的な延べ面積に応じて増減できる。 ※2 建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしたの算定人員を増減することができる。					
注1 建築物内の駐車場は、同一建築物が2以上の異なった用途に供されるものとして、それぞれの建築用途の項を適用加算するものとする。ただし、この駐車場に便所が無い等、当該建築物を利用する人のみによって使用されることが明確な場合は、この駐車場の算定処理対象人員は「0人」とする。					

表-2 基礎等の厚さ

種 別		基礎等の厚さ(ミリメートル)
地 業 ^{※1}	砕 石 ^{※2}	150以上
	割栗石 ^{※3}	150以上
捨てコンクリート ^{※4}		50以上
鉄筋コンクリート ^{※5}	コンクリート厚	100以上
	配 筋	D10@200(シングル)

※1 地業は、地盤の状況により砕石及び割栗石などを用いる。

※2 砕石は、切込砕石又は再生クラッシュランとする。

※3 割栗石の場合は、目潰し材を充填し十分転圧すること。

※4 型枠及び槽本体の位置等の墨出しを行うため、木ゴテ等で水平に仕上げる。

※5 浄化槽上部を駐車場仕様とする場合は、支柱工事の項目によること。ただし、市が承認した既製底板コンクリートを使用する場合はこの限りではない。

注) 墨出しを行うための捨てコンクリートは、任意設置とする。

表-3 支柱工事の仕様

種 別		仕 様(ミリメートル)	
基 礎	栗石又は切り込み砕石		150以上
	捨て(均し)コンクート		50以上
	鉄 筋 コンクリート	厚 さ	150以上
配 筋		D10@200(ダブル)	
上 部 コンクリート	鉄 筋 コンクリート	厚 さ	150以上
		配 筋	D10@200(ダブル)
		開口補強筋	4-D13(シングル)
支 柱	鉄 筋 コンクリート	直 径	φ 200以上の円筒型枠 [*]
		主 筋	4-D13
		フープ筋	D10@150
		鉄筋の継手長さ	40D以上
マンホール枠及び蓋			積載荷重に応じた枠・蓋

※ 各仕様は、当該浄化槽の施工要領書で確認すること。

※ 支柱工事なしで駐車場(車両総重量2.0トン以下)の下に設置ができるFRP評定を取得している浄化槽の場合は支柱を省略できる。

この工事基準に定めのない事項については、設置する浄化槽のメーカーが定める施工要領書等(以下「施工要領」という。)に従うものとする。

また、この工事基準に定める事項において、施工要領に記載があるものについては、施工要領を優先することができるものとする。

なお、この場合において、当該設置工事を実地に監督する浄化槽設備士は、市の求めに応じて根拠となる施工要領を示さなければならない。

また、施工が原因と考えられる浄化槽の不具合等が判明したときは、当該浄化槽設備士が責任をもって積極的に問題解決を図らなければならない。